

NPO等による復興支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 東日本大震災津波の復興支援及び被災者支援（NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領（令和5年3月23日付け府政経シ第168号内閣府政策統括官通知の別紙）に基づき行うもの。以下「復興・被災者支援」という。）並びに県内各地の様々な地域課題を解決するための取組（以下「地域活動」という。）において、行政では手の行き届きにくいきめ細かな復興・被災者支援及び地域活動の継続的な実施を図るために、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織（以下「NPO等」という。）又はNPO等及び都道府県若しくは市区町村（以下「地方自治体」という。）を構成員に含む協議体が行う復興・被災者支援及び地域活動の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及び本要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象)

第2 本補助金の交付の対象は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ中欄に掲げる者が行う右欄に掲げる事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するNPO等が行う事業は、対象としない。

- (1) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施しているNPO等
- (2) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的とするNPO等
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制の下にあるNPO等

(補助金額等)

第3 第1に規定する経費、補助金額等は、別表第2のとおりとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 行政による他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業については、本補助金の交付の対象としないものとする。ただし、他の補助金の補助対象部分と非対象部分が明確に切り分けられる場合には、当該非対象部分については補助対象経費とすることができる。

(提出書類及び提出期日)

第4 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

(消費税等仕入控除税額)

第5 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として

控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第 6 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たり、第 5 の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第 5 ただし書の規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 7 補助事業者は、補助金を全額受領した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、NPO 等による復興支援事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第 8 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合には、当該報告による知事の補助金の返還命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を返還しなければならない。

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業内容の軽微な変更）

第 8 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表第 2 「1 補助対象経費」の各項目について、補助事業に要する経費の 2 割を超える増減を伴う変更
- (2) 補助事業者の変更
- (3) 補助事業内容の重要な変更

（申請の取下期日）

第 9 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

（状況報告）

第 10 補助事業者は、四半期ごとに NPO 等による復興支援事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第 9 号）により、知事に報告しなければならない。

(立入検査等)

第 11 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（地方自治体を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(前金払)

第 12 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、NPO等による復興支援事業費補助金前金払請求書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の前金払は、補助金額の 9 割を上限とする。

(書類の整備等)

第 13 補助事業者は、本補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が 5 年を超える場合にあっては、当該処分の制限期間）保存しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第 14 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、本補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満の機械、器具及び備品を除く。）について、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。また、補助事業完了後から耐用年数を満了するまでの間、知事の求めに応じて、使用状況を報告することとする。

3 補助事業者は、前項に掲げる財産で、処分制限期間を経過しないものについて、取得財産等管理台帳（様式第 11 号）その他関係書類を整備し、保管しなければならない。

4 知事は、補助事業者が前項の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、県に対して納付させることがある。

(補助金の収益納付)

第 15 補助事業者は、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、出資により取得した持分に対する財産配分等により収益があったときは、NPO等

による復興支援事業費補助金収益状況報告書（様式第 12 号）により、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告に基づき、相当の収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させるものとする。

（補則）

第 16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 5 月 23 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 関係）

区分	補助対象者	補助対象事業
1 復興枠	次の各号のいずれかに該当する者 (1) NPO等のうち、右欄の補助対象事業に合致する取組又はこれに準じるものを行うもの (2) (1)の条件を満たすN	次の各号のいずれかに該当する事業 (1) 岩手県における復興・被災者支援又は岩手県から他の都道府県への避難者に対する支援 ア 避難生活を送る被災者等の見守りやカウンセリング、震災により日常生活に支障を来たしている被災者等

	<p>PO等及び地方自治体を構成員に含む協議体で、その規約又はそれに相当する文書において、以下の5つの事項を定めているもの</p> <p>ア 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲</p> <p>イ 協議体の意志決定方法</p> <p>ウ 協議体を解散した場合の地位の承継者</p> <p>エ 協議体の事務処理及び会計処理の方法</p> <p>オ その他協議体の運営に関して必要な事項</p>	<p>の支障を軽減するためのサポートといった被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組を行う事業</p> <p>イ 仮設住宅や災害復興住宅等での被災者間や被災者と行政・支援者・地元住民等との連携・交流、被災地域における自立に向けた意見交換、協働等の場づくりといったコミュニティ形成等の復興に向けた取組（ただし、将来の災害の備えや地域振興策に係る取組は除く。）を行う事業</p> <p>(2) 原子力災害に係る岩手県に対する風評被害対策の取組を行う事業</p> <p>(3) 復興・被災者支援を行うNPO等の取組をノウハウや情報の提供等により支援する取組（中間支援の取組）を行う事業</p>
<p>2 一般枠</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) NPO等のうち、以下の2つの条件を満たすもの</p> <p>ア 右欄の補助対象事業に合致する取組又はこれに準じるものを行うもの</p> <p>イ 県内に主たる事務所若しくはその他の事務所又はこれに準じるものを置くもの</p> <p>(2) (1)の条件を満たすNPO等及び地方自治体を構成員に含む協議体で、その規約又はそれに相当する文書において、以下の5つの事項を定めているもの</p> <p>ア 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲</p> <p>イ 協議体の意志決定方法</p> <p>ウ 協議体を解散した場合の地位の承継者</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する事業</p> <p>(1) 地方自治体との協働 従来は地方自治体が担ってきた公の分野における活動をNPO等が地方自治体と協働して行う事業</p> <p>(2) 中間支援団体による支援 中間支援NPO等が他の団体を支援するための事業</p> <p>(3) 企業との連携 企業のCSR活動と連携する事業</p>

	エ 協議体の事務処理及び 会計処理の方法 オ その他協議体の運営に 関して必要な事項	
--	---	--

別表第2（第3関係）

区分	要件等
1 補助対象経費	<p>(1) 人件費（補助事業者が協議体である場合、行政機関の職員に係る人件費を除く。）</p> <p>(2) 諸謝金（外部講師等）</p> <p>(3) 旅費（職員、外部講師等）</p> <p>(4) 消耗品費（購入単価3万円未満のもの）</p> <p>(5) 印刷製本費</p> <p>(6) 通信運搬費</p> <p>(7) 使用料及び会場借料</p> <p>(8) 募集広告費</p> <p>(9) 委託費</p> <p>(10) その他知事が必要と認める経費（施設等の整備費、設備備品購入費（購入単価3万円以上のもの）を含む。）</p> <p>なお、NPO等の運営に必要な経常的な経費については対象から除くものとする。また、事業に必要な施設や設備備品については、原則、賃借やリースで対応することとするが、やむを得ず施設等の整備や設備備品の購入を行う場合は、経費の支出が当該事業の趣旨に合致するとともに、当該事業の実施に当たって真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限ることとし、上限額は一つの事業につき、その事業経費の1/2以内とする。</p>
2 補助金額	<p>(1) 復興枠 経費に相当する額の9/10以内の額とする。 ただし、1事業ごとの補助金の上限額は6,750千円とする（消費税額等を含む）。なお、事業実施年度の前年度以前に本事業による補助を1年度受けたことのある補助事業者に対する1事業ごとの補助金の上限額は4,725千円とし、事業実施年度の前年度以前に本事業による補助を2年度以上受けたことのある補助事業者に対する1事業ごとの補助金の上限額は3,375千円とする（消費税額等を含む）。</p> <p>(2) 一般枠 経費に相当する額の8/10以内の額とする。 ただし、1事業ごとの補助金の上限額は800千円とする（消費税額等を含む）。</p>
3 自己負担	<p>補助事業者は、補助対象事業の経費の一定割合（復興枠は経費の1/10、一般枠は経費の2/10）以上について自己負担することとし、会費、寄附金、助成金等による現金収入を充てることとする。ただし、当該現金収入（当該事業への充当が適当でないと認められる収入は控除する。）のみでは自己負担額が不足する場合に限り、当該補助事業者以外から提供される、補助事業に係る無償の役務や物資等を金銭換算したものも自己負担額に充てることを認めることとし、その範囲及び金銭換算の基準（単価設定等）については、別に定める。</p> <p>また、補助事業による収益又は補助事業と明確には区分できない収益</p>

は、その全額を自己負担額に充てることとする。

別表第3（第4関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日	
規則第4条の規定による書類	NPO等による復興支援事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 (復興枠)	第1号	1部	別に定める。	
		第2-1号	1部		
		第2-1号 別紙	1部		
		第2-2号	1部		
	2 収支予算書	第3号	1部		
		3 資金計画書	任意		1部
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	NPO等による復興支援事業費補助金事業変更（中止、廃止）申請書 1 事業計画書 (復興枠)	第4号	1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで	
		第2-1号	1部		
		第2-1号 別紙	1部		
		第2-2号	1部		
	2 収支予算書	第3号	1部		
		3 資金計画書	任意		1部
規則第13条第1項の規定による書類	NPO等による復興支援事業費補助金請求（精算）書 NPO等による復興支援事業費補助金事業実績報告書 1 事業成果等の報告 (復興枠) (一般枠)	第5号	1部	別に定める。	
		第6号	1部		
		第7-1号	1部		
		第7-2号	1部		
	2 収支精算書	第3号	1部		

岩手県知事 様

補助事業者
主たる事務所の所在地
事業者名
代表者の役職名及び氏名

NPO等による復興支援事業費補助金 交付申請書

令和 年度において、NPO等による復興支援事業費補助金事業を実施したいので、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類
(1) 事業計画書（様式第2-1号又は第2-2号）
(2) 収支予算書（様式第3号）
(3) 資金計画書（任意様式）
(4) その他参考となる資料

【振込先情報】

金融機関名・支店名		口座番号					名義人
銀行・信金・ 農協・漁協	本店・支店・ 出張所	普通 ・ 当座					(カナ名義)
							(口座名義)

注 通帳等の写しを添付すること。

主たる事務所の所在地	〒
本件の担当者名	
電話番号	
メールアドレス	@
確認項目 ※ すべてに該当することが必要	<input type="checkbox"/> 代表者が定められていること。 <input type="checkbox"/> 補助金交付要綱別表第1中欄に掲げる協議体の規約等が作成されていること（当該規約等を添付すること。）。 <input type="checkbox"/> 規約等に定めるところにより、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業計画等

事業名	
-----	--

詳細は、要綱様式第2-1号（別表第3関係）別紙のとおり。

3 補助事業としての要件等の確認（自己申告）

当該事業は、下記の事項に該当することを申告します。

※ すべての項目に該当することが必要

- 復興・被災者支援に資すること。
- 事業実施にあたり、多様な担い手（NPO等、企業、行政を可能な限り含み、その構成メンバーについては幅広い参画を目標とする。）が協働して会議組織を立ち上げ、取組を進めること。
- 事業成果が一時的なものとならないように、当該事業終了後も会議組織を活用した取組を継続させる予定であること。

4 経費及び補助金額

補助金額 ／ 経費	補助金額 ,000円 / 経費 円 = %
経費内訳	(1) ○○○のための○○○に係る経費 内訳 ○○○○、○○○○ (2) ○○○のための○○○に係る経費 内訳 ○○○○、○○○○ (3) ○○○のための○○○に係る経費 内訳 ○○○○、○○○○ ...
補助金の配分	※ 協議体として実施する場合のみ記載

5 添付書類

- (1) 補助事業者（協議体の場合、協議体の構成員のうちすべてのNPO等）の定款又は規約、事業報告書又は活動内容が分かる資料、前年度の決算書類
- (2) 協議体が補助事業を実施する場合、協議体の規約等

(3) その他参考となる書類

注 各記入欄は、必要に応じて拡大すること。

NPO等による復興支援事業費補助金 事業の概要（復興枠）

整理番号	(1) - ※ 補助事業者は記載不要	
事業名		
補助事業者と 役割分担	事業者名	
	協議体又は会議組織の体制、役割分担	※ 全ての構成員とその役割について記載 ※ 事業実施に当たって協働する団体等についても記載
	地方自治体との連携方法	
取組実施地域		
取組分野	※ 複数にチェック可 <input type="checkbox"/> ①：被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組 <input type="checkbox"/> ②：コミュニティ形成等の復興に向けた取組 <input type="checkbox"/> ③：原子力災害からの復興に向けた取組 <input type="checkbox"/> ④：復興・被災者支援を行う NPO 等に対する中間支援の取組	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
取組概要	事業概要	※ 事業の目的や実施する内容について、それぞれ 100～150 字程度で簡潔に記載 【目的】 【実施内容】
	事業の背景	※ 事業の必要性が分かるように 200 字程度で簡潔に記載
	事業の成果目標	※ 客観的な達成状況の測定が可能となるよう、定量的な目標値を積極的に記載 ※ 成果目標の設定に当たっては、直接的な効果（アウトプット目標（例：実施回数、参加者数、支援数等））と、波及的効果（アウトカム目標）を記載

	実施計画	※ 活動内容、実施年月日、実施場所、参加者数（の予定）が分かるように記載
	実施体制 （直接、委託、助成、事業協力予定団体など）	
	発展した取組内容	※ 前年度採択団体で同様の取組を実施する場合は、前年度の取組によって得られた成果や、新たに見つかった課題を踏まえ、どのような点を発展させたか、具体的かつ簡潔に必ず記載すること
事業費とその内訳		※ 事業費の総額及びその内訳（人件費、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、委託費等）について記載 ※ 様式第3号の支出の欄の記載と一致させること
事業実施年度以降の方針		※ 本事業の見込まれる成果を踏まえた補助事業終了後の活動計画について記載 ※ 自己負担とする資金の調達方法及び事業実施年度以降本事業を受けなくても取組を継続させるために必要な資金調達方法を、助成金、寄付金等の手段別に具体的に記載
備考		※ 補助事業者は記載不要

注 各記入欄は、必要に応じて拡大すること。

主たる事務所の所在地	〒
本件の担当者名	
電話番号	
メールアドレス	@
確認項目 ※ すべてに該当することが必要	<input type="checkbox"/> 代表者が定められていること。 <input type="checkbox"/> 補助金交付要綱別表第1中欄に掲げる協議体の規約等が作成されていること（当該規約等を添付すること。）。 <input type="checkbox"/> 規約等に定めるところにより、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業計画等

事業名		
役割分担	協議体又は会議組織の体制、役割分担	※ 全ての構成員とその役割について記載 ※ 事業実施に当たって協働する団体等についても記載
	地方自治体との連携方法	
取組実施地域		
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
取組概要	事業概要	※ 事業の目的や実施する内容について、それぞれ100～150字程度で簡潔に記載 【目的】 【実施内容】
	事業の背景	※ 事業の必要性が分かるように200字程度で簡潔に記載
	事業の成果目標	※ 客観的な達成状況の測定が可能となるよう、定量的な目標値を積極的に記載 ※ 成果目標の設定に当たっては、直接的な効果（アウトプット目標（例：実施回数、参加者数、支援数等））と、波及的な効果（ア

		ウトカム目標) を記載
	実施計画	※ 活動内容、実施年月日、実施場所、参加者数 (の予定) が分かるように記載
	実施体制 (直接、委託、助成など)	
事業実施年度以降の方針	※ 本事業の見込まれる成果を踏まえた補助事業終了後の活動計画について記載	

3 経費の内訳

補助金額 ／ 経費	補助金額 ,000 円 / 経費 円 = %
経費内訳	(1) ○○○のための○○○に係る経費 内訳 ○○○○、○○○○ (2) ○○○のための○○○に係る経費 内訳 ○○○○、○○○○ (3) ○○○のための○○○に係る経費 内訳 ○○○○、○○○○ ...
補助金の配分	※ 協議体として実施する場合のみ記載

4 添付書類

- (1) 補助事業者 (協議体が補助事業を実施する場合は、協議体の構成員のうちすべてのNPO等) の定款又は規約、事業報告書又は活動内容が分かる資料、前年度の決算書類
- (2) 協議体が補助事業を実施する場合、協議体の規約等
- (3) その他参考となる書類

注 各記入欄は、必要に応じて拡大すること。

補助事業者名

収支予算（精算）書

1 事業名

2 収入 (単位:円)

費目	予算額 (変更後予算額) (精算額) (A)	(予算額) (B)	比較 (A)-(B)	備考
補助金				
自己負担				
計				

3 支出 (単位:円)

費目	予算額 (変更後予算額) (精算額) (A)	(予算額) (B)	比較 (A)-(B)	備考
① 人件費				
② 諸謝金				
③ 旅費				
④ 消耗品費				
⑤ 印刷製本費				
⑥ 通信運搬費				
⑦ 使用料及び 会場借料				
⑧ 募集広告費				
⑨ 委託費				
⑩ その他知事 が必要と認め る経費				
計				

注1 「備考」には、各項目の内容等を記載すること。

注2 各記入欄は、必要に応じて拡大すること。

岩手県知事 様

補助事業者
主たる事務所の所在地
事業者名
代表者の役職名及び氏名

NPO等による復興支援事業費補助金 事業変更（中止、廃止）申請書

令和 年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があったNPO等による復興支援事業費補助金事業の実施について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更交付申請額 金 円
- 3 変更（中止、廃止）の内容及び理由

4 添付書類

- （1）事業計画書（様式第2-1号又は第2-2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）
- （3）資金計画書（任意様式）
- （4）その他参考となる資料

岩手県知事 様

補助事業者
主たる事務所の所在地
事業者名
代表者の役職名及び氏名

NPO等による復興支援事業費補助金 請求（精算）書

令和 年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があったNPO等による復興支援事業費補助金事業が完了したので、関係書類を添えて、次のとおり補助金を請求します。

記

1 事業名

2 交付請求（精算）申請額	金	円
（内訳） 交付決定額	金	円
確定額	金	円
受領済額	金	円
今回請求額	金	円

【振込先情報】

金融機関名・支店名		口座番号					名義人
銀行・信金・ 農協・漁協	本店・支店・ 出張所	普通 ・ 当座					(カナ)
							(口座名義)

注 様式第1号又は様式第10号により届け出ている振込先情報に変更がある場合のみ記入し、通帳等の写しを添付すること。

注 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「請求」を「精算」と記載すること。

岩手県知事 様

補助事業者
主たる事務所の所在地
事業者名
代表者の役職名及び氏名

NPO等による復興支援事業費補助金 事業実績報告書

令和 年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があったNPO等による復興支援事業費補助金事業の実績について、関係書類を添えて、報告します。

記

- 1 事業名
- 2 添付書類
 - (1) 事業成果等の報告（様式第7-1号又は第7-2号）
 - (2) 収支精算書（様式第3号）
 - (3) その他参考となる資料

NPO等による復興支援事業費補助金 事業成果等の報告 (復興枠)

整理番号	(1) - ※ 補助事業者は記載不要
事業名	
補助事業者と役割分担	※ 補助事業者が協議体の場合は、全ての構成員を記載するとともにその役割について記載 ※ 事業実施に当たって協働した団体等についても記載
取組実施地域	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
取組分野	※ 複数にチェック可 □①：被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組 □②：コミュニティ形成等の復興に向けた取組 □③：原子力災害からの風評被害対策の取組 □④：復興・被災者支援を行う NPO 等に対する中間支援の取組
取組概要	※事業の目的や実施した内容について記載 【目的】 【実施内容】 ※活動内容、実施年月日、実施場所、数値（参加者数等）がわかるよう記載
事業費とその内訳	※ 事業費の総額及びその内訳（人件費、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、委託費等）について記載 ※ 様式第3号の支出の欄の記載と一致させること
事業の成果	※ 本事業によって得られた成果について、事業計画書別紙の取組概要の「事業の成果目標」に対する達成状況を、直接的な効果（アウトプット）と波及的効果（アウトカム）の観点から、客観的に評価できる数値指標等を可能な限り含めて記載
事業実施年度以降の方針	※ 本事業の成果を踏まえた補助事業終了後の取組の方針について記載 ※ 事業実施年度以降本事業を受けなくても取組を継続させるために必要な資金調達方法についても、助成金、寄付金等の手段別に具体的に記載

評 価	<p>※ 該当する評価にチェック</p> <p>被災地の復興・被災者支援に関して、</p> <p><input type="checkbox"/> A：特に優れた成果が得られた</p> <p><input type="checkbox"/> B：優れた成果が得られた</p> <p><input type="checkbox"/> C：一定の成果が得られた</p> <p><input type="checkbox"/> D：限定的であるが成果が得られた</p> <p><input type="checkbox"/> E：成果が得られなかった</p>
	<p>※ 上記評価の理由を記載</p>

注 各記入欄は、必要に応じて拡大すること。

補助事業者名

NPO等による復興支援事業費補助金 事業成果等の報告 (一般枠)

事業名	
補助事業者と 役割分担	※ 補助事業者が協議体の場合は、全ての構成員を記載するとともにその役割について記載 ※ 事業実施に当たって協働した団体等についても記載
取組実施地域	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
取組概要	※ 事業の目的や実施した内容について記載 【目的】 【実施内容】 ※活動内容、実施年月日、実施場所、数値（参加者数等）がわかるよう記載
事業の成果	※ 本事業によって得られた成果について、事業計画書の2「事業計画等」の「取組概要」の「事業の成果目標」に対する達成状況を、直接的な効果（アウトプット）と波及的効果（アウトカム）の観点から、客観的に評価できる数値指標等を可能な限り含めて記載
事業実施年度以降の方針	※ 今後の取組実施の方針について記載

注 各記入欄は、必要に応じて拡大すること。

岩手県知事 様

補助事業者
主たる事務所の所在地
事業者名
代表者の役職名及び氏名

NPO等による復興支援事業費補助金 消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け岩手県指令 第 号により交付決定通知のあったNPO等による復興支援事業費補助金について、NPO等による復興支援事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額
金 円
- 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 返還相当額（3－2）
金 円

注 参考となる資料を添付すること。

岩手県知事 様

補助事業者
主たる事務所の所在地
事業者名
代表者の役職名及び氏名

NPO等による復興支援事業費補助金 事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあったNPO等による復興支援事業費補助金事業について、事業遂行状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の遂行状況

実施済	
今後予定	

- 3 事業に係る収支の状況 (単位：円)

費目	予算額 (a)	執行済額 (b)	執行予定額 (c)	執行額計 (b)+(c)	過不足 (a) - {(b)+(c)}
合計					

- 4 事業の完了予定年月日
変更前 年 月 日
変更後 年 月 日
- 5 計画どおりでない場合、その理由（過不足の理由を含む）

注 各記入欄は、必要に応じて拡大すること。

岩手県知事 様

補助事業者
主たる事務所の所在地
事業者名
代表者の役職名及び氏名

NPO等による復興支援事業費補助金 前金払請求書

令和 年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があったNPO等による復興支援事業費補助金事業の実施について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

- 1 事業名
- 2 交付請求額 金 円
- (内訳) 交付決定額 金 円
- 受領済額 金 円
- 今回請求額 金 円
- 差引残額 金 円

3 理由

4 添付書類

(1) 資金計画書 (任意様式)

注 様式第 1 号、様式第 4 号又は今年度提出済みの様式第 10 号の添付書類として県に届け出ている資金計画から変更がある場合のみ添付すること。

(2) その他参考となる資料

【振込先情報】

金融機関名・支店名		口座番号				名義人
銀行・信金・ 農協・漁協	本店・支店・ 出張所	普通 ・ 当座				(カナ名義)
						(口座名義)

注 様式第 1 号又は今年度提出済みの様式第 10 号により届け出ている振込先情報に変更がある場合のみ記入し、通帳等の写しを添付すること。

要綱様式第 11 号（第 14 関係）

NPO等による復興支援事業費補助金 取得財産等管理台帳

年 度	補助事業名	代 表 者 住所氏名
	補助事業者	

区分	財産名	規格	数量 (A)	単価 (円) (B)	金額 (円) (A) x (B)	取得年月日	耐用年数 (年)	保管場所	交付率	備考

注 1 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（1 件あたりの取得価格又は効用の増加額が 50 万円未満の機械、器具及び備品を除く。）を記載すること。

注 2 財産名の区分は、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権（工業所有権等）、(オ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。

注 3 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

注 4 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）により記載すること。

注 5 耐用年数期間内に財産の処分を行う場合は予め岩手県知事の承認を受け、処分後は、備考欄に処分内容を記載すること。

注 6 事業完了時及び財産の異動があった際は、取得財産等管理台帳の写しを岩手県知事に提出すること。また、取得財産等管理台帳は、補助事業者において事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間（処分制限期間が 5 年を超える場合にあっては、当該処分制限期間）、保管すること。

岩手県知事 様

補助事業者
主たる事務所の所在地
事業者名
代表者の役職名及び氏名

NPO等による復興支援事業費補助金 収益状況報告書

令和 年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があったNPO等による復興支援事業費補助金について、NPO等による復興支援事業費補助金交付要綱第 15 の規定により、収益状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の確定額及びその通知日
金 円
年 月 日 第 号
- 3 報告期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 収益状況

産業財産権の名称又は 財産分配の概要	収益額	算出根拠
	円	